

平成 23 年 3 月期は、有報「株式保有状況の開示」にご注意

#### 概要

平成 22 年 3 月期に認められていた「株式保有状況の開示」の経過措置がなくなるため、注意が必要になります。具体的には、「純投資目的以外の目的で保有する上場株式」の範囲が広がりますし、提出会社が持株会社である場合には、最大保有会社の保有する株式についても開示が求められます。

#### 本文

##### 「純投資目的以外の目的で保有する上場株式」の範囲拡大

貸借対照表計上額が「資本金または株主資本の合計額のうち少ない金額の 1%」を超える銘柄を開示しますが、少なくとも上位 30 銘柄まで保有株式を開示しなければなりません。

##### 「保有目的」の具体的な記載

単に「政策投資目的」といった純投資以外の目的を示す程度の記載ではなく、どのような政策投資の目的があるのかを具体的に記載することが求められます。平成 22 年 3 月期の事例では、「取引関係維持・発展のため」、「連携強化のため」等の記載が見られます。

##### 提出会社が持株会社である場合

提出会社及び連結子会社のうち、純投資目的以外の目的で保有する株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社(最大保有会社)が保有する当該株式についても、新たに開示対象になります。